

埼玉県歯科医師臨床研修（地域保健）実施要綱

埼玉県保健医療部

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県が設置する保健所（以下「保健所」という。）において、歯科医師法第16条の2第1項に基づき、歯科医師臨床研修の地域保健研修（以下「研修」という。）を実施するに当たり、歯科医師臨床研修施設又は大学病院（以下「研修施設等」という。）から臨床研修を受けている歯科医師（以下「研修歯科医」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

第2 研修の目的

研修は、研修歯科医が、歯科医師としての人格を涵養し、将来希望する専門分野にかかわらず、歯科医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識し、保健所の役割を理解すること、臨床の中での地域保健・公衆衛生活動全般とのつながりを理解すること、更に研修実施の効果として地域保健分野の人材養成に資することを目的とする。

第3 研修期間等

- 1 研修期間は、研修歯科医は1名につき原則として1週間以内とする。ただし、保健所長が必要と認めるときは、その期間を変更できるものとする。
- 2 研修の受入れ時期は、原則として5月から翌年2月までとする。

第4 研修歯科医の身分

研修施設等の職員として研修を行うものとし、公務員の身分は付与しない。

第5 研修歯科医の受入れ手続等

- 1 研修歯科医の受入れ人数、受入れ保健所、受入れ時期等に係る研修施設等との調整は、埼玉県保健医療部医療人材課で行う。
- 2 保健所での研修受入れを希望する研修施設等の開設者は、歯科医師臨床研修（地域保健）受入れ申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）を埼玉県保健医療部長（以下「保健医療部長」という。）に提出しなければならない。
- 3 保健医療部長は、保健所長と調整の上、研修歯科医の受入れの可否等を決定し、受入れを承諾したときは臨床研修協力施設承諾書（第2号様式：国指定様式5）により研修施設等の開設者に通知するものとする。
- 4 研修施設等の開設者は、申請書の提出後に、研修歯科医の変更等が生じた場合には、歯科医師臨床研修（地域保健）変更届出書（第3号様式）により速やかに保健医療部長に届け出なければならない。

第6 協定書の締結

保健医療部長と研修施設等の開設者は、歯科医師臨床研修（地域保健）受入れの取扱いに関する協定書（第4号様式）を締結するものとする。

第7 研修内容

研修内容は別に定める標準カリキュラムに基づき、保健所長が定める。

第8 報酬、手当等

研修歯科医の報酬及び必要な手当等は、研修施設等が支給する。

第9 服務等

- 1 研修歯科医は、研修期間中、保健所の職員に適用される規則等を遵守し、保健所長の指導、指示に従わなければならない。
- 2 研修歯科医は、研修期間中は専ら所定の研修に従事し、研修の目的の達成に努めなければならない。
- 3 研修歯科医は、研修期間中、第5号様式による身分証（名札）を着用するものとする。

第10 秘密を守る義務

- 1 研修歯科医は、研修で知り得た秘密を、研修期間中はもとより研修終了後も漏らしてはならない。
- 2 研修中に知り得た未公開の行政情報についても、保健所長の許可を受けた場合を除き同様とする。

第11 事故責任等

研修中の事故については、原則として通勤途上も含め、研修歯科医又は研修施設等が補償に関する責を負うものとする。

第12 疑義への対応

保健所における研修の運用に当たり疑義が生じたときは、その都度、研修施設等の開設者と保健所長が協議して定める。

第13 政令指定都市・中核市との連携

本実施要綱は、市が設置する保健所に適用することができる。なお適用する場合は、県と市は、歯科医師臨床研修（地域保健）の取扱いに関する覚書（第6号様式）を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。